規　則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

を

に、「明治・大正・昭和・平成」を「明治・大正・昭和・平成・令和」に改める。

様式第二号中

を

に改める。

様式第三号中

を

に改める。

様式第四号中

を

に改める。

様式第五号中

を

に改める。

附　則

1　この規則は、令和二年七月一日から施行する。

2　この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。